

# 赤穂市土地利用計画及び特別指定区域見直し業務委託

## 公募型プロポーザル募集要領

赤穂市土地利用計画及び特別指定区域見直し業務の委託について、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、本業務に係る提案を次のとおり募集します。

### 1 業務概要

- (1) 業務名称  
赤穂市土地利用計画及び特別指定区域見直し業務
- (2) 業務内容  
別紙「赤穂市土地利用計画及び特別指定区域見直し業務委託特記仕様書」のとおり
- (3) 委託見積金額の上限  
金 6,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
〔各年度の上限金額〕  
令和5年度：金 3,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
令和6年度：金 2,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (4) 契約期間  
契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

### 2 参加資格

応募者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 公示の日から契約締結の日までの間に入札参加資格制限及び指名停止基準（平成19年赤穂市訓令甲第60号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (5) 参加申込書提出時点で、赤穂市入札参加資格者名簿（物品納入も含む。）に登載されていること。

### 3 実施日程

年 月 日	内 容
令和5年6月12日（月）	実施要領公表、公募開始
令和5年6月12日（月）～ 令和5年6月28日（水）	参加申込書の提出期間
令和5年6月21日（水）	質問最終締切
令和5年6月26日（月）	質問への最終回答期限
令和5年6月22日（木）～ 令和5年7月 5日（水）	企画提案書等の提出期間
令和5年7月中旬頃	選定実施（プレゼンテーション） 開催日程については、別途通知します。
令和5年7月下旬頃	選定結果通知

### 4 参加申込書の提出期間、提出方法等

(1) 受付期間

令和5年6月12日（月）～令和5年6月28日（水）

(2) 提出先

赤穂市建設部都市計画課計画係

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は土日及び祝日を除く平日（以下「開庁日」という。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は6月28日（水）午後5時必着とする。

(4) 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式1）

### 5 企画提案書の作成等に係る質問

(1) 提出期限

令和5年6月21日（水）午後5時必着

(2) 提出先

赤穂市建設部都市計画課計画係

(3) 提出方法

質問書（様式5）に質問事項を記載の上、電子メールにより送信すること。また、メールの件名は、「プロポーザルの問い合わせについて（事業者名）」とすること。

(4) 質問に対する回答

令和5年6月26日（月）までに、随時、本市ホームページに公開する。ただし、質問の内容によって、プロポーザル方式による業務受託業者選定に公平性が保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出期間

令和5年6月22日（木）～令和5年7月5日（水）

### (2) 提出先

赤穂市建設部都市計画課計画係

### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は7月5日（水）午後5時必着とする。

### (4) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）	7部
・業務の内容	
・実施体制、管理体制	
・業務工程表	
イ 会社概要（様式2）	7部
ウ 実績一覧表（様式3）	7部
エ 予定責任者の経歴等（任意様式）	7部
オ 見積書（様式4）	1部

#### ※注意事項

- ・ 提出書類に不備がある場合は、受け付けないことがある。
- ・ 提出書類は、情報公開請求の公開対象となるため、開示を希望しない場合は、様式1の右下部分に「※企画提案書は、開示を希望しない。」と記載すること。
- ・ 提出書類は返却しない。

## 7 プレゼンテーション

### (1) 実施日時

令和5年7月中旬（詳細が決まり次第別途通知する。）

### (2) 実施方法

ア 説明時間は、1社あたり20分以内とする。

イ 出席者は、1社あたり3名までとする。また、指定の時間までに会場外の指定場所にて待機すること。

ウ 説明は、提出された資料に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明スタイルは自由とする。ただし、追加提案の説明及び資料は認めない。

エ プロジェクター、スクリーン、延長コード、電源は事務局で用意する。それ以外の機器（パソコン、接続ケーブル等）は、プレゼンテーションを行う者が用意すること。なお、機器を持ち込む場合はプレゼンテーション実施日の前日までに事務局に連絡すること。

オ プレゼンテーションに引き続いて、1社あたり10分程度のヒアリングを実施する。

## 8 選定方法

- (1) 選定は、企画提案書、見積書及びプレゼンテーション内容を総合的に評価する。
- (2) 各提案について、審査基準に基づき、選考委員会による総合評価を実施した結果、合計点数が最上位の者を優先交渉権者、第2位を第2交渉権者として選定する。

### 【審査基準】

評価項目	評価内容	配点
企画提案内容（50点）	ア 兵庫県の特別指定区域制度、赤穂市土地利用計画の見直し趣旨及びこれまでの赤穂市の土地利用に関する取組を十分理解した提案であるか。	20点
	イ 各業務の実施手法について、それぞれ効果的で実現可能な提案であるか。	10点
	ウ 市（委託者）の負担を軽減する柔軟な支援が期待できるか。	10点
	エ 他社と比較し、強みを活かした提案や工夫を凝らした独自性のある提案が含まれているか。	10点
資料作成能力（10点）	・的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。	10点
実施体制（20点）	・仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために、必要な体制を確保しているか。	20点
業務実績（10点）	・過去に、兵庫県内の市町の市街化調整区域における土地利用計画策定業務又は特別指定区域の指定に係る申出図書作成業務の受託実績があるか。	10点
見積経費（10点）	・見積経費と提案内容の費用対効果はどうか。	10点
合 計		100点

## 9 結果通知

令和5年7月下旬に、優先交渉権者、第2交渉権者及び選出されなかった提案者に対し、それぞれ結果を通知する。

### 10 受託者の決定

市は、業務実施の詳細について、優先交渉権者と協議を実施し、合意に達した場合には受託者として決定する。

優先交渉権者との合意に達しない場合は、第2交渉権者と同様の協議を実施する。

### 11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等、本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、返却しない。  
なお、提出された企画提案書の著作権は、本市に帰属しないものとするが、選定作業において、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (3) 審査の経緯及び内容については、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (4) 企画提案書等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは、指名停止等の措置を行うことがある。
- (5) 緊急その他やむを得ない理由により、本業務を実施できないときは、停止・中止又は取り消すことがある。
- (6) 本プロポーザルに関して、情報公開請求があったときは、提出された書類を公開することがある。

## 12 問い合わせ先及び書類提出先

〒678-0292

兵庫県赤穂市加里屋81番地

赤穂市建設部都市計画課計画係

TEL : (0791) 43-6827

FAX : (0791) 43-6974

メール : [tosikei@city.ako.lg.jp](mailto:tosikei@city.ako.lg.jp)